平成２４年（フ）第２４号
鹿児島県鹿児島市西伊敷１丁目８番５号　山口アパート202号
債務者　田畑喜代一
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３号
秋田県由利本荘市石脇字山ノ神11番地872
債務者　今野　静子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第１０号
福島県伊達郡川俣町大字羽田字十二社19番地の１
債務者　齋藤　　透
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１７号
福島市小倉寺字五升内４番地の６
債務者　斎藤惠美子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第７号
群馬県桐生市広沢町１丁目2677番地の17　松原三郎方
債務者　松原　月子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第６号
長野県飯田市北方1889番地10
債務者　平野　美香
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第５５号
静岡県下田市六丁目42番９号
債務者　菊池さち代
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第３０３３号
名古屋市中村区城主町６丁目27番地　キャステレン202号
債務者　児玉　知彩（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９号
愛知県日進市岩崎町西ノ平15番地　ビューラ幸村110
債務者　岡﨑　俊彦
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５号
三重県四日市市楠町北五味塚2312番地　ルミエールＡ―201
債務者　後藤　恵美
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
三重県四日市市蒔田３丁目６―31　ニューシティーＭ１―１Ｂ
債務者　田中　正文
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
三重県四日市市高花平５丁目１番地32
債務者　森田ふみ子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５号
滋賀県東近江市八日市本町６―３　アサヒビル２―Ｃ、住民票上の住所滋賀県高島市新旭町安井川1139番地５
債務者　岡田　友美
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４３０号
兵庫県川西市丸山台３丁目２番地の46
債務者　今井　則子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２８号
兵庫県伊丹市下河原３丁目４番28号
債務者　釜屋　利彰
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４３号
徳島県阿南市那賀川町黒地246番地３
債務者　鈴木みどり
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第４２号
徳島県美馬市美馬町字突落23番地１
債務者　齊藤　幸美
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第５４５号
愛媛県伊予市中山町佐礼谷５号48番地１
債務者　松村　石王
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
松山地方裁判所民事部